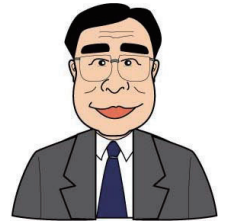


今月のテーマ 「オリンピックメダリストに支給される報奨金の課税関係」

1. Q パリオリンピック2024において日本は、**金** 27個、**銀** 14個、**銅** 7個の計58個のメダルを獲得する活躍を見せました。オリンピックメダリストにはJOCから、金は500万円、銀は200万円、銅は100万円の報奨金が、パラリンピック競技大会においてはJPSA（日本障がい者スポーツ協会）から「金」は300万円、「銀」は200万円、「銅」は100万円の報奨金がそれぞれ支給されることとなりますが、これらの報奨金の課税関係を教えてください。



A これらの報奨金は、税務上、所得税を課さない「非課税所得」として取り扱われます。また、JOCからの報奨金に加えて、JOC及びJPSAの加盟競技団体からも報奨金を支給している場合があります。国としてはオリンピックメダリストの榮譽を称(たた)える観点から、報奨金について所得税と住民税を非課税とするとともに、メダリストへの顕彰を行っています。加盟競技団体からの報奨金は非課税に上限があります。平成4年のバルセロナオリンピックで、当時中学生の岩崎恭子選手（競泳、金メダル）への報奨金が一時所得として課税され、注目されたことをきっかけに平成6年税制改正でJOCが支給する金品を非課税とする旨の規定が設けられました。

2. Q JOC・JPSA・各加盟団体から支給される報奨金以外にも、自治体や一般企業等からメダリストへ報奨金が、自治体や一般企業等からメダリストへ報奨金が支払われる場合もあると思いますが、これらの報奨金の課税関係はどのようになっていますか。

A メダリストの勤務先である所属企業から支給される報奨金は、「給与所得」として源泉徴収が必要となります。よって、給与などの所得を支払う企業側が支払い額から源泉徴収額を差し引いて、本人の代わりに国に税金を納めることとなります。また、メダリストの勤務先以外の企業や自治体などから報奨金を受け取る場合は、「一時所得」に該当するため確定申告が必要となります。「一時所得の金額」は、「総収入金額－収入を得るために支出した金額－控除額50万円」として計算されますが、オリンピックメダリストの報奨金は、収入を得るために支出した金額はありません。

FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中！

9月放送は 9月10日、24日(FMサガ)

【第2、4火曜】午後4時30分～

今日の一句

朝晩ちよっぴり気温下がったみたいです。 そこで一句！！

「変わらずに 猛暑日続く 暑中見舞い」 (まだまだ熱中症注意)

♪ 祭りのあと 吉田拓郎

九星占い (9月)

《一白水星》

自分の考えが全て正しいと思いがちです。他の方の意見も取り入れながら進むことで何事もスムーズに進むでしょう。

《二黒土星》

積極的に動く運気UPに繋がります。優先順位を見極め効率的に物事を進めると良いでしょう。

《三碧木星》

先走りすぎるとトラブルを呼び込みます。周りをしっかり見ながら動くことが大切です。家族サービスが運気UPに！

《四緑木星》

運気は徐々に回復傾向にあります。スケジュール管理が運気UPの鍵です。遅刻は信頼を失いかけてます。

《五黄土星》

運気は上々です。頼まれごととは試されごと！と気持ちよく引き受けることが運気UPに！フワフワ軽く動きましょう。

《六白金星》

思い切った色んなことにチャレンジするには良い時です。少し冒険するのも運気UPに繋がります。

《七赤金星》

石橋を叩いて渡るような行動をすることが大切です。このくらいでよからうという気持ちだけは捨てて真剣さが運気UPに！

《八白土星》

人の仲介役には注意。気まずい思いをすること。仕事運は上々です。達成感ややりがいを感じるでしょう。

《九紫火星》

いい加減に物事を進めると大きな落とし穴が！真摯な態度が運気を呼び込みます。周りを大切にすると困った時の力に。